

更新日：2026-05-14

対象：技能実習生を受け入れている企業の人事・総務／現場責任者／監理団体担当

目的：施行日 (2027/4/1) 以降の取扱いを整理し、入国期限・移行要件・社内の確認漏れを防ぐ

※本資料は、出入国在留管理庁・厚生労働省・OTIT等の一次情報 (PDF/FAQ) に基づく一般的な整理です。

※入国日、COE交付日、技能実習計画の認定状況、在留資格変更の有無などにより取扱いが異なる場合があります

---

## 0. まず結論 (重要日程)

---

- ・ 育成就労制度 施行日：2027年4月1日 (令和9年4月1日)
- ・ 原則の入国期限：2027年6月30日まで (施行前に認定+COE交付を受けたケース等)

### 施行日以降の大枠 (要点)

- ・ 施行日時点で、施行前に認定を受けた技能実習計画に基づき技能実習を行っている場合
  - 施行後も「技能実習」の在留資格のまま継続できる整理
- ・ 施行日以降に技能実習を開始するには、施行日前に申請済みの計画で、開始日等に条件がある整理
- ・ 技能実習生は「育成就労」へ在留資格変更できない整理 (制度上の扱い)
- ・ 技能実習3号へ進むには、2027/4/1時点で技能実習2号を1年以上行っていることが要件として示されている

---

## 1. まずは棚卸し（対象者と期限を見える化）

---

### 【対象者の一覧化】

- 技能実習区分（1号/2号/3号）、職種・作業、受入れ事業所をリスト化した
- 在留期限（満了日）と、次回の更新予定をリスト化した
- 技能実習計画の「認定済/申請中/変更予定」を整理した
- 監理団体・送出機関・現場責任者の連絡先（担当者）を整理した

### 【移行予定の確認（分岐点）】

- 1号→2号の移行予定がある（予定時期：            ）
- 2号→3号の移行予定がある（予定時期：            ）
- 特定技能への切替（予定/検討中/未定）を整理した

### 【社内の担当分解（誰が何を確認する？）】

- 人事・総務：在留期限、雇用契約、社会保険、社内規程
- 現場責任者：技能実習の実施状況、教育計画、トラブル有無
- 監理団体：計画認定・変更認定、関係書類、入管手続の段取り

---

## 2. 施行日（2027/4/1）以降も技能実習を継続できる？

---

### 【継続できる整理（代表パターン）】

- 施行日前に認定を受けた技能実習計画に基づき、施行日時点で技能実習を行っている
  - 施行日以降も「技能実習」の在留資格のまま実習を継続できる整理

### 【注意点（個別確認が必要）】

- 施行日以降に、技能実習計画の変更が必要になる可能性がある（病気・怪我・配置転換等）
  - 変更認定等の手順が想定されるため、監理団体と手順を確認した
- 実習中断中に「技能実習」以外の在留資格へ変更した場合、「技能実習」に戻れない整理が示されている
  - 変更申請前に、復帰可否・代替案を検討した

### 【社内共有の一言（現場が迷わないために）】

- ・「計画の認定状況」と「施行日/入国期限」が分かれ目
- ・不確実な点（例外や個別判断）は“まず一次情報→監理団体→入管/OTIT”の順で確認

---

### 3. 施行日前の認定・COE交付がある場合（入国期限の確認）

---

#### 【入国期限（原則）】

- 施行日前に「計画認定」と「在留資格認定証明書（COE）交付」を受けた者がいる  
→ 原則として2027年6月30日までに入国が必要、という整理を確認した

#### 【施行後にCOEが交付されるケース（要注意）】

- 施行日前に申請したCOEが、施行日後に交付される可能性がある  
→ 交付日から3か月以内に入国が必要、という整理を確認した（個別確認が必要）

#### 【社内の実務チェック】

- 入国便・入社日・住居手配・生活オリエンテーションの日程を逆算した
- 受入れ事業所の受入れ体制（指導、通訳、相談窓口等）の準備状況を確認した
- 期限に間に合わないリスクがある場合の代替案（採用計画の組み替え等）を検討した

---

#### 4. 技能実習2号→3号（移行できない可能性があるケース）

---

##### 【要件の確認（一次情報ベース）】

- 技能実習3号に進むためには、2027/4/1時点で技能実習2号を1年以上行っていることが要件として示されて

##### 【影響が大きいケース（例）】

- 2号開始が2026年4月以降で、2027/4/1時点で「1年未満」になりそう
- 病気・怪我・転籍等で実習期間がずれる可能性がある

##### 【事前の対応（個別確認が必要）】

- 3号移行が難しい場合のシナリオ（特定技能への切替、雇用計画の見直し）を検討した
- 監理団体と「いつまでに何を提出するか」を合意した
- 社内（現場・人事）に、重要な分岐点（2027/4/1）を周知した

---

## 5. 相談の勘所（社内フロー） + 公式一次情報

---

### 困ったときの確認順（おすすめ）

- ① 事実関係（認定状況、COE交付日、在留期限）を整理
- ② 監理団体へ確認（計画認定・変更認定、期限）
- ③ 公式一次情報（出入国在留管理庁・厚労省・OTIT）で最新版確認
- ④ 個別判断が必要な場合は、行政書士・社労士等へ相談（個別確認が必要）

### 【公式一次情報（必ず最新版で確認）】

- ・ 厚生労働省（PDF）「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001622488.pdf>
- ・ 出入国在留管理庁「育成就労制度Q&A」  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei\\_qa\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html)
- ・ 出入国在留管理庁「育成就労制度（更新情報）」  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/index\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html)
- ・ 外国人技能実習機構（OTIT）「令和9年4月以降、技能実習3号に移行できない場合があります」  
<https://www.otit.go.jp/news/cat2/260116.html>

### 【丸忠物産への相談窓口】

- ・ LP： <https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>
- ・ 無料相談： <https://hr.maruchu-bussan.co.jp/#contact>